「大分県病院事業に係る料金条例」に基づき、文書料等の各料金は以下のとおりとなっています。

（消費税及び地方消費税込み）

区分		単位	金額
診断書	一　般　診　断　書	１件	2,200円
	死　亡　診　断　書	１件	3,300円
	身 体 障害者 診断書	１件	3,300円
	厚 生 年 金 診 断 書	１件	4,400円
	国 民 年 金 診 断 書	１件	4,400円
	恩　給　診　断　書	１件	4,400円
	死　体　検　案　書	１件	5,500円
	裁 判 関 係 診 断 書	１件	5,500円
	生命保険関係診断書	１件	5,500円
	交通事故関係診断書	１件	5,500円
証明書	一　般　証　明　書	１通	2,200円
	交通事故関係証明書	１通	3,300円
	特 別 な 証 明 書	１通	3,300円

その他の料金

料　金　名	内　　容	料　　金
自賠責保険を適用する場合の診療料	患者さんが、健康保険等でなく自由診療となる自賠責保険を選択した場合の診療料	診療報酬点数表により算定をした額に１５０／１００を乗じた額
セカンドオピニオン料	主治医以外の専門医に意見を聞く相談料（詳細は掲示しています。）	一件１１，０００円（相談が３０分を超える場合は、３０分までごとに５，５００円を追加）
生命保険等に係る医師面談料	生命保険会社等からの求めに応じて、患者さんの病状等について医師が説明する面談料	一件　１１，０００円
長期入院料	特別の状態にある患者さん以外で、入院期間が１８０日を超える患者さんの入院料	別に1日　２，７８０円

大分県立病院長